

平成十九年十一月二十七日受領
答弁 第二三四号

内閣衆質一六八第二三四号

平成十九年十一月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会同意人事案件否決を受けた官房長官の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国会同意人事案件否決を受けた官房長官の発言に関する質問に対する答弁書

一について

三権分立とは、一般に、国家の作用を立法、司法、行政の三権に分け、各々を担当する機関を相互に分離、独立させ、相互に牽制けんさせる統治組織の原理をいうものと承知している。

二について

内閣として国会に提出した議案等についての国会における議決の結果に関し、閣僚等が所感を述べることは、三権分立の趣旨に反するものではないと考えている。

三について

平成十九年十一月十四日午前の総理大臣官邸における記者会見での町村内閣官房長官の発言は、今後の国会同意人事の手続を円滑に進める等のため、御指摘の人事案件について反対とされた理由を明らかにしていただきたいという趣旨の所感を述べたものであり、三権分立の趣旨に反するものではないと考えている。